

京都市立学校保育料等徴収条例の一部を改正する条例（平成27年10月30日京都市条例第9号）（教育委員会事務局指導部学校指導課）

幼稚園に入園した者について、入園料を徴収しないこととしました。

この条例は、平成28年4月1日から施行することとしました。

京都市立学校保育料等徴収条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年10月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第9号

京都市立学校保育料等徴収条例の一部を改正する条例

京都市立学校保育料等徴収条例の一部を次のように改正する。

第1条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。

第2条第1項及び第6条中「，入園料」を削る。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局指導部学校指導課)